吾々の組織をかけた闘いだ!!

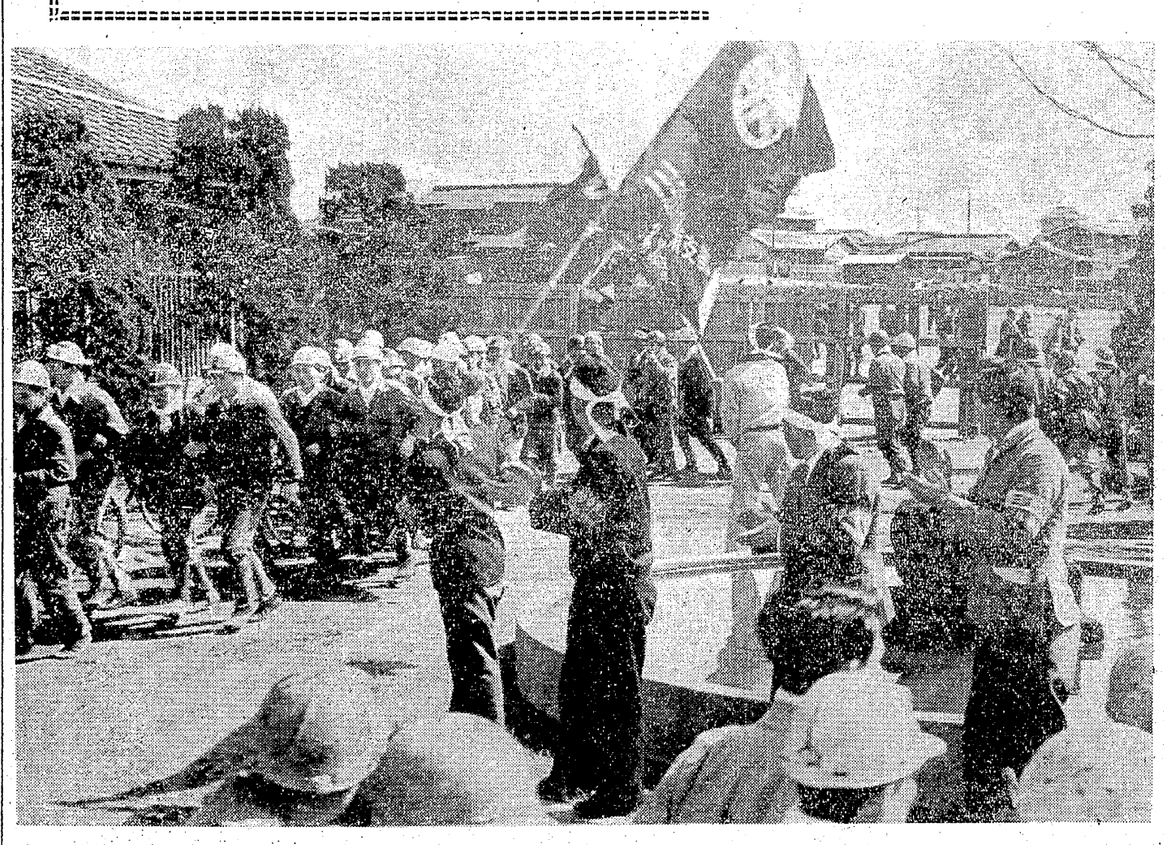

闘魂溢るゝ力強いデモ・デモ（宮浦にて）

會社が音をあげるまで 断固として斗おう

企闘の時の決意で頑張れ

〝到達闘争〟は三月三日未解決事項四百数十項目を残し決裂、五日一番方から実力行使に入つたが、会社は実力行使を背景とした交渉を拒否し現在に至つているが、三月六日開催の三鉱連代表者会議で三池の闘争を重視し直ちに対策を練り出席中の久保田副組合長はオルグとして八日西鉱連まで帰り闘争委員会に臨んだが、闘争委員会は代表者会議の結論を確認、炭労でも十日中央闘争委員会で検討総評でも七日幹事会で討議するなど、三池の闘いは総評春季闘争の突破口として大きくクローズ・アップされ、企闘以上の苛烈な闘いが予想されるが、われわれとしては重大な決意と団結を固め、組織をかけたこの闘いを最後まで闘い抜かねばならない。

〝あつちむけ闘争〟として注目を浴びながら果敢に闘われている山元独自の要求を掲げた到達闘争は二月二十七日交渉を始めてから三月三日迄に、要求一千項目のうち五二五項目を解決したが四百数十項目を残し交渉は全く決裂した。

各支部では直ちに戦術の検討を行い五日一番方から順法闘争など柔軟戦術をそれぞれの職場に指令した。

会社側はこの対抗策として六日労職両組合長宛に生産所長名で通告書を送り、「保安要員や病院・診療所・配給所・精米所等の厚生施設、学校・図書館・保育園等の厚生施設。体育館・劇場・映画館等の娯楽施設、浴場・寮・合宿・クラブ及農場の勤務者及び保健婦、専従常雇士、専従衛生管理者以外の勤務者については、原炭搬出拒否の実力行使を行つた当日の賃金は出炭の減産量に応じて減額するとなお交渉方式について「実力行使を中止し従来の苦情処理か事務折衝をして話合うか、本部で要求事項を取りまとめ正式の団体交渉で早急に事態の解決を図りたい」と大要以上の通り申入れてきた。

組合は七日これに対し通告書によると、組合が労働協約を踏みにじり労使間の正常な約束を無視したような内容であるが、これは実に一方的な解釈だと言わざるを得ない。

このような一方的解釈について組合は数回にわたり指摘してきたが、いまもつてその解釈を改めない会社の態度は遺憾である職場闘争や交渉権限に関する法的解釈については、判例や日経連その他で認められていることであり、組合がとつた今回の交渉方式は会社のいう不法行為ではないと確信している。

組合としては会社の強い今回の通告は非常に遺憾であり組合は

これに応ずることは出来ない。会社が現在の態度で闘争解決に応じないならば、組合は既定方針通り突進する。

組合は闘争解決のため連日連夜努力しているのにもかゝわらず会社が協約を曲解しているため組合は止むなく実力行使に入つたのであり、その責任はすべて会社にある。

と回答書を送り、会社の一方的解釈と不誠意に対し反駁した。

その後組合側は局面打開のため努力を続けてきたが、八日午前二時半から組合本部で渡辺労働課長などと会い、組合から「会社側が交渉に応じないため戦術を強化したのだ。交渉に応ずるならば組合は五日当初打出した戦術（三川、四山の搬出拒否前の戦術まで）の線まで引戻してもよい」と最終的態度を表明したが、会社側は実力行使の全面的停止を主張し、組合提案については午前十時あらためて回答することになつた。

会社側の午前十時の回答が延びて午後五時から山ノ上クラブで会社側から若林次長、渡辺課長など、組合側は富川組合長以下職術委員会メンバーが出席して行われたが会社側は「ストを中止したら交渉に入る。支部交渉を本部に吸い上げてくれ」の一点ばりで、組合側は「現場交渉は何等不法ではないので本部に吸い上げる考えはない従つて白紙に戻すことは出来ない」と主張、交渉は十分足らずで完全に決裂した。

三鑛連の闘いとなつた〝三池の〝到達闘争〟〟

執行部と代表者会議で對策

三月六日会社機構整備問題で開催された三鉱連代表者会議に出席した久保田副組合長は、三池の〝到達闘争〟について報告を行つたが代表者会議は「三池の経営者が労働協約違反をタテに解決に努力しない態度に対して厳重に抗議を行う必要がある」と、執行部を含む代表者全員が午後二時半本店に抗議に行き、三池の問題について本店としても具体的に解決のため努力せよ、と迫つたところ解決のため内部的に話を進め努力する。と回答があつた。

然し七日には三池の経営者が賃金カットを通告したという情報を受けた代表者会議は、賃金カット通告は三池だけの問題ではなく賃金闘争前段として全山的性格のものであり、三鉱連としての態度を決定する次の方法をとることになつた。

(1) 代表者会議を休会し、各山に三池の状況を連絡すると共に山元の意見を聞く。

(2) 執行部は具体的方針を検討する。

(3) 三月八日三鉱連としての態度を決定する。

従つて三鉱連としては三月八日代表者を含む執行委員会で、三池の問題を中心とした三鉱連の態度について審議した結果、各山とも早急に三権の確立を図るが、賃金カット問題は炭労としての問題でもあるので、炭労から三池の局面打開のため三鉱連としての闘いを決定し得るよう三鉱連への指令を要請することになつた。

三鉱連の要請を受けた炭労では十日中央闘争委員会を開き三鉱連闘争について審議を行い戦術強化について次の通り指令した。

中闘発（賃）第三十号
昭和三十一年三月十日
炭労中央闘争委員長　阿部竹松

三鉱連中央闘争委員長
三池労職闘争委員長
山野、田川、砂川、吉別　殿

戦術強化に関する指令

中闘指令第十七号に基き三池労職支部の前段闘争に対し会社側は「労働協約違反不法スト」等の一方的解釈のもとに交渉を拒否し「賃金カット」の通告を強行している三池労職支部の闘争の発展は今次賃闘に重大なる関連を有すると判断し、戦術委員会（三月十日）は左記の通り指令する。

一、中闘指令第二十九号に基く行使を次の通り繰上げ実施せよ

(1) 三月十五日よりの時間外拒否を三月十三日より行え

(2) 三月十九日よりの部分ストを三月十七日より行え

なお、総評では七日幹事会を開いたが、炭労から緊急動議として三池の問題を提案した。

その後「総評は三池の問題を声明書にうたいこむことになつた」と三鉱連から連絡があつた。

今回の職場闘争は果して不法か

昭和二十五年十月十日の判例は使用者に不当労働行為（団体交渉の拒否）を強制するような仕方で交渉すること、即ち労働組合が結成されているとき、組合を介することなく直接使用者に対し個別的又は職場別に交渉し又はその裏付として団体行動に訴えることは違法であるが、労働組合の明示又は黙示の承認があるなど組合の団体的統制を乱さない特別の事情のあるときはそれは正当な行為といえる。

会社側は職場到達闘争で組合がとつた三権の支部交渉は不法行為であると主張しているが、東京地裁の判例は正当な行為としているし経営者の総本山である日経連できえこれを認めている。また中山中労委会長も違法ではないと語つているが、正当性を立証する二、三の例をあげてみよう。

（中略）

わが国の労働協約の多くのものがいわゆる唯一交渉の団体約束をおいているのも又こうした理論を前提としている。ただ特殊例外の場合として問題が特定職場、特有の問題に限られている場合には労働組合、或いは当該職場の組合員は交渉の権限を付与することも可能であろう。

この場合には、労働組合の意思に基いてその特定の問題につき交渉の権限が与えられるのであるからこの組合員は使用者と正規の交渉をすることは出来る。

また、職場闘争とその方法との関係について

今まで検討して来たような意味で適法な権限に基く正しい目的の範囲内で話合いを進めたが、どうしても双方の意見の一致を見ない場合に当該職場のみが争議行為に入ることが一応予想せられる。かような場合でも当該職場は予め労働組合の意思に基いて……指令もしくは暴略……争議行為の決定権が付与せられていない限りは当然には争議行為の決定権を有するものではない。つまりその都度労働組合の正規の機関の決定をせなければならないので、ある当該職場がほしいままに争議行為を決定することは出来ないものと解すると述べている。

次に十日の西日本新聞によれば、中山中労委会長は地労委十周年記念講演のため九日午後福岡に着いたが、春闘の見通しについて語つたのち

炭労の部分スト戦術を経営者側が争議権の乱用といつているのはおかしいと思う。三井三池労組が指令権を下部に移譲していることも同労組が独立した組合である以上、違反しないと思う

前進

經營者はソロバンを持て

延べ約一千項目にわたる諸要求を掲げ去る二十五日一斉に要求書を提出し、現場係長或いは鉱課長との交渉が精力的に続けられ、ついに去る三日決裂するのやむなきに至つた。その後われわれは大衆討議の中から戦術の決定を行つて五日一番方より実力行使に突入した。

この実力行使に対し会社側は一切の交渉を拒否し、本日に立至つている。なお今回の争議行為に対する会社側の態度は従来の慣行にもとるということを理由にし、去る七日交書をもつて賃金カットの通告をなして来た。

◇　◇　◇

われわれの要求している延べ九百数十項目のうち、既に解決されたものは五百数十項目にわたつている残る諸問題を項目別に整理集約すると宮浦が約十項目、四山が約五十項目、三川が約二十四項目渡労所が約十一項目、本所が約四十項目寝具が、それぞれ残されているだけである。この中には既に他の支部で認められている項目も多数含まれているので、問題の本質的対立点となる項目はわずかにしか過ぎないだろう。然るに会社はあくまでも抵抗を重ねての問題を拒否し続けていることは何処に中心がおかれているのであろうか。経営者の一部にはこの際あく迄労組と対決すべきだという意見もあることを聞いている。また日経連などを中心とした反動勢力がこれを機会に側面的なハッパをかけつつあるということも事実のようである。

◇　◇　◇

これらの諸項目の要求を会社が若し聞き入れたとしても、会社の支出面に影響する部分は三池炭鉱の規模からいつて大した金額にはならない、わずかな金額である。

にも拘らず一日七千屯の出炭を止めて、これを仮りに手取四千円と仮定しても一日の損害は三千万円に達するであろう。これを十日間も続けたならば三億円になる。

この職場要求の内容と、三億円ということを比較した場合に何故このように抵抗しなければならないのかというその理解に苦しむ、つまりソロバンよりも面子の闘いになつているのではないか、われわれが安心をして働くためには少くとも経営者はソロバンの上に立つた行動でなくソロバンを度外視して面子で組合と対決しようというような態度については、われわれは安心して経営を任せておくわけにはいかない。

◇　◇　◇

恐らく金要求を聞き入れたとしてもそれによつて支出の増加される部分の何年分かの金額をこの争議によつて失われることになる。賃金カットの申し入れは炭労闘争突入の直前に申し入れがあり、これはまた単に三池だけの問題ではなく全炭労の問題として最後まで発展させ、最後まで闘い抜いてこの賃金カットをはね返すという闘いを続けなければならない

正常なる労働を提供し、坑内で黙々と働いているものの賃金をカットするというようなことは如何なることがあつてもこれを認めることはできない。

ソロバンを度外視した面子のための闘いを、会社自ら挑むならば、われわれはあく迄も最後まで闘い抜くことを附言する。

三鑛連代表が所長に抗議

三月九日開かれた西鉱連闘争委員会は急きよ帰山した代表者を迎え三鉱連代表者会議の経過報告を受け代表者会議の結論を確認した。

なお、十日午前西鉱連執行委員長、山野永松副組合長、田川野口書記長が三鉱連代表として来山宮川組合長も加わり午後三池鉱業所長に抗議を行なつた。

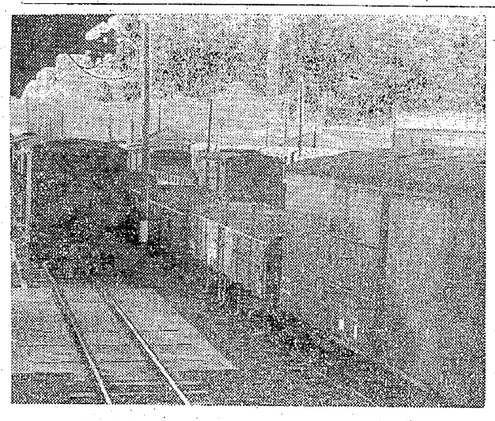

順法闘争でストップした貨車

コタえる闘連産業

出炭ゼロで深刻化す

宮浦のチップラーを皮切りに三川、四山も相ついで実力行使に突入、港務所の運輸も指名ストにより各坑の出炭は六日以降ゼロの状態に入り、貨車輸送も運輸関係の実力行使で貨車の滞貨となつている。これによつて石炭を基幹とする大牟田地区の事業所では刻々と深刻な影響を受けているが、八日現在の各事業所を調べてみよう。

◇合　成

ここでの発日の石炭使用量は一日千屯、原料炭の貯炭は現在八百屯になつている。宮浦坑から七百二十七屯、八日一二四屯を入れている。燃料炭（ボイラー用）は一日八〇屯使用、貯炭現在十日分。

輸送関係としてコークス炉が五十四のうち五十が東庄送りとなつているので、殆んど影響はない、しかしながら合成が昨年十二月に一週間のストライキを行つたのよりも三鉱の今度の闘争による打撃の方が遥かに大きい。

◇東　圧

現在貯炭は大浦工場七百トン、横須工場五百トンである。

一日の消費量は大浦七十トン、横須六十トンでどちらも約十日分の貯炭。硫安などの製品出荷はトラックを相当激動員して積出しを行つているが不足している。石炭の輸送にもトラックを使用中で原料の硫化鉱、生石灰、苛性ソーダ、硫酸（製煙から入れている）などの輸送にも支障をきたしている。

現在の製品出荷は門司、大牟田、銀水までトラック輸送、貨車で博多まで運び、博多港から積出しを行つている。

◇三　築

保安炭は約十日分、燃料炭は約七日分の貯炭がある、石炭輸送に今のところトラックは使用していない。

最も大きな打撃は現在炉の操業を下げており、三築のコークス炉は宮浦坑の石炭を使わないと規格通りの製品が出来ず、この結果販売先きには相当迷惑をかけているので影響は大きいものとみられている。

大牟田地區各單産の動き

◇三　築

九日夜帰牟した所長よりの回答はアップは前回（二千円）プラス百円、退職手当は停年の場合プラス百十万円、死亡の場合プラス五万円住宅手当は全面拒否、通勤手当五〇%を八〇%に引上げが提案されたが、組合はこれを不満として今後の闘争を強化することとなつた

◇東　圧

九日スト通告、十二日に会社が金額回答を出さぬかぎり、同日十三時スト突入必至とみられている。

◇合　成

九日正午スト撤回立。十日正午までに会社の最後回答。

◇電　化

八日の交渉で賃金の回答なし、定期昇給一人平均五百七十六円を回答、十日も交渉が続行中。

◇三　煉

八日スト宣言及び通告を行う、十日より水平蒸溜部門が反ぶくスト

〝あつちむけ闘争〟

◇◇◇スナップ◇◇◇

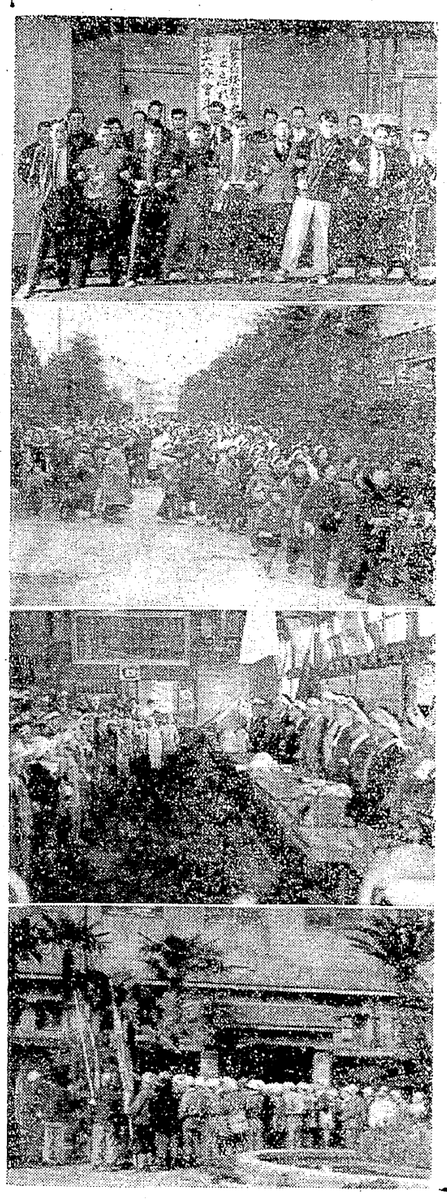

「鉱務の経営者よ浮上ヤグラを忘れたか！」と大書した分会闘争本部前で気勢あげる本所支部鉱務分会の人々。

三川支部上履洗と跳発分会の交渉激励のためデモる主婦会の人たち。しかし交渉相手の鉱長姿に姿を見せず。

デモ前に労職執行部と三番方五〇〇名の人々がスクラムも固く労闘歌を高らかに歌う宮浦支部の繰込場。

鉱長に交渉申入れ中の交渉団を激励デモで激励、会社側に圧力をかける四山支部の一番、陣一番の人々。

みいけ

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人　山本博喜
印刷所　三鉱労組印刷工場

三鑛勞組機關紙

書記局便り

四日　職術委員会
六日　大地評共闘会議
七日　主婦会支部長会議
八日　西鉱連闘争委員会
九日　職術委員会
十一日　炭労阿部委員長来山

今回店舗改装いたしました……是非一度御来店下さいませ

春物婦人服地大量入荷
ギャバー
カシミヤ
フアンシーネップ
梳毛ストライプ
〃　ピンヘッド
〃　ミックス
〃　フオード
〃　コードレーン
〃　ライシツイド
〃　フランスアヤ

革新商店連盟加盟店
三鑛勞組チケット販賣指定店
坪井吳服店
大牟田市三川町五丁目　電話6070番

春物京呉服品揃發表
西陣御召着尺地
ブロシナード御召
西陣御召訪問着
一越訪問着
一越着尺地
錦紗着尺地
縫取繪羽織
伊勢崎銘仙
春の名古屋帯地